

## 資料一 1

# 治水対策に関する基本的な考え方(案)

平成 19 年 11 月 26 日

近畿地方整備局

河川整備の実施にあたっては、将来的に達成すべき整備目標を定める河川整備基本方針を策定することとしている。

ただ、河川整備基本方針に示す目標を達成するためには非常に多大な時間、費用が必要となることから、河川整備計画において、それに至る段階的整備としての当面実施すべき具体的な整備内容を定めることとしている。

以下に示しているのは、河川整備計画に盛り込むべき治水にかかる整備内容を検討するにあたっての、河川管理者の基本的な考え方である。

- ・ 河川整備計画において当面実施すべき具体的な整備内容を定める場合であっても、洪水はいつどのような規模で発生するか分からないことから、あらゆる規模の洪水に対して被害をできる限り小さくすることを治水対策の目標とする。

- ・ 治水対策は、ソフト、ハードの大きく2種類に分けることができる。また、流域において実施する対策と河川の中で実施する対策と分類することもでき、前者はソフト、ハード両方の対策があるが、後者はハード対策が基本となる。

ソフト対策は、規模の小さい洪水から大きい洪水まで、あらゆる規模の洪水に対して対策に応じた効果を発揮することができるが、それだけで被害をゼロにすることはできない。

一方、ハード対策のうち、河川の中で実施する対策は、一定の規模以下の洪水に対しては確実に効果を発揮させることができるが、施設の対応可能な規模を上回る非常に大きい洪水に対しては限界がある。

- ・ したがって、あらゆる規模の洪水に対して被害の最小化を図るためには、ソフト、ハードのいずれか一方のみで十分ということはなく、両方を効果的に組み合わせて対策を講ずる必要がある。

- ・ ハード対策のうち、河川の中で実施する対策としては、質的対策と量的対策がある。

- ・ 質的対策は、具体的には堤防が本来有すべき機能を発揮することを目的として行うものであり、機能を満たしていない堤防については早急に対策を講ずる必要がある。

さらに、質的対策を一層進めることは、結果的に施設設計上の想定を上回る外力に対しても有効であるため、できる限り取り組むこととするが、その機能が担保されるよう施工することはできないことから、計画上見込むことはできないことを念頭に置いておく必要がある。

- ・ 一方、量的対策の基本は洪水時の水位を低下させることであり、具体的にはより大きな規模の洪水を安全に流下させることができるよう施設能力を増強するもので、大きく分けて以下の二つの方法が挙げられる。

一つは、河道掘削等により河川の断面積を広げて流下能力を向上させる対策であり、もう一つは、洪水をダム、遊水地等の洪水調節施設で貯留することで、下流に流れるピーク流量を抑えることにより安全に洪水を流す対策である。

- ・ 量的対策のうち、流下能力を向上させる対策は、対策を実施した区間については洪水をより安全に流すことができる一方で、その下流域では洪水時の流量が増加するためにリスク増大を引き起こすこととなる。

- ・ 一方、ダム、遊水地等の洪水調節施設により洪水を貯留する対策は、程度の差こそあれ、下流から上流までの区間にわたって幅広く治水安全度を向上させることが可能となる。

- ・ 具体的に淀川水系についてみると、流下能力を向上させる対策についてはこれまでまず下流側から集中的に対策を実施するとともに、その間流下能力をほとんど向上させることができない上流側については、ダム、遊水地等の洪水調節施設を順次整備することで治水安全度の向上を図ってきた。

- ・ 現在、淀川本川の流下能力は大幅に向上し、上流域での氾濫を考慮すれば、

計画規模の洪水に対しても計画高水位以下で安全に流下させることができるところまで治水安全度が確保されている。一方で、桂川、木津川等の中上流部については、未だ戦後最大程度の洪水に対してでさえ、至るところで氾濫が生じるおそれがある状況である。

- ・ したがって、河川整備計画原案においては、次のステップとして上下流や支川間のバランスを確保しながら、中上流部の河道改修に着手することとしたものである。ただし、先述のとおり、中上流部で河道改修を行った場合には、淀川本川への流量が増加して治水リスクが増大することとなることから、現在の治水安全度を確保できるよう、流量増を抑制するための洪水調節施設をあわせて整備することとしている。
- ・ なお、淀川水系における洪水調節の考え方については、資料－3に詳述する。